

ハーバー施設利用契約書

(契約の締結)

第1条 ○○○○(以下「甲」という。)と株式会社葉山マリーナー(以下「乙」という。)とは、甲所有のヨット・モーターボート(以下「舟艇」という。)の艇置および関連施設の利用について、次条以下の約定によりハーバー施設利用契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(艇置)

第2条 乙は、甲の委託により、本契約末尾記載の舟艇を乙が指定する方法により、乙が指定する場所に艇置する。なお、乙は舟艇の艇置場所を乙の都合によりいつでも変更する事ができる。

(船台)

第3条 甲は、艇置形態(陸上艇置・海上係留)を問わず、乙が指定または認める船台を所有しなければならない。

- 2 船台の不備もしくはキャスターの老朽化等により、舟艇の移動に支障が生じると乙が判断し甲に通知した場合は、甲は速やかに船台を正常な状態に修復しなければならない。
- 3 船台にコンテナ等の収納具を置く場合は、乙が別に定める規定の範囲内に納めるものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、□□□□年□□月□□日から△△△△年△△月△△日までとする。

- 契約期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、本契約は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、艇置料および保証金については、更新された期間につき乙が新たに定める艇置料および保証金によるものとし、甲は本条の契約更新を行うためには、次期分の艇置料および保証金に不足が生じたときは、その不足分を各年3月31日までに乙に支払わなければならない。
- 2 契約の更新に際して乙の求めがある場合、甲は船舶検査証および小型船舶登録事項通知書を呈示しなければならない。

(申込金)

第5条 甲は、乙に対し、本契約の締結に伴い、乙が定める申込金を支払う。

- 2 申込金はいかなる場合も返還しない。

(艇置料金)

第6条 甲は、乙に対し、別に定める1年間分(4月1日から3月31日まで)の艇置料を一括で前納する。なお、年度の途中で契約した場合は、契約日から3月31日までの日割計算とする。

- 2 艇置料金を定めるにあたり、舟艇の全長は、パウパルピットおよびスターンドライブ等を含む実測全長とする。
- 3 本契約がその期間中に解除された場合は、乙は甲に対し艇置料金の返還を行わない。ただし、乙の都合による解約の場合は、契約残存期間につき日割計算により艇置料金を乙より甲に対して返還する。
- 4 施設維持費は、年間艇置料に含まれるものとする。

(保証金)

第7条 甲は、本契約およびその他の取引に基づく乙の債権を担保するため、保証金として本契約締結と同時に別に定める保証金を乙に支払う。

- 2 保証金は本契約が終了したのち、甲の舟艇の搬出完了後2か月後の月末に、保証金預かり証書と引き換えに乙から甲に返還する。
- 3 保証金には利息を付さない。
- 4 甲の乙に対する債務の履行が滞った時は、乙は甲に対し、何時でも何ら通知催告を要しないで任意に保証金をもってこの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は乙が指定する日までに保証金の不足額を補填しなければならない。
- 5 甲は、保証金をもって乙に対する債務の弁済に充当することを主張できない。
- 6 甲は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、また担保の用に供してはならない。

(上下架)

第8条 陸上艇置契約の場合、上下架料金は艇置料金に含まれるものとする。ただし、海上係留契約の場合、乙の判断および乙の都合による上架の場合以外は、甲は乙に対し別に定める海上係留艇上下架料を支払う。

(損害賠償)

第9条 甲もしくは甲の艇の利用者が、故意または過失により、第三者の艇、ハーバーおよびその他の施設に損害を与えたとき、甲はその損害を賠償しなければならない。

- 2 艇置場所、状態のいかんを問わず、天災(地震、台風など)その他、乙の責によらない原因により舟艇に損害が生じても、乙はその賠償の責を一切負わない。

- 3 舟艇の保守および艇内外の備品の管理は、甲が責任をもって行い、乙は何らその管理の責を負わない。
- 4 乙は、荒天が予想される場合等において、乙の判断で海上係留艇を一時的に上架する場合があります、この場合において、陸上にて、天災（地震、台風など）その他、乙の責によらない原因により舟艇に損害が生じて、乙は、その賠償の責を一切負わない。

（契約期間中の甲の義務）

第10条 甲は以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 甲の住所、舟艇の変更を伴わない末尾の舟艇の記載事項の変更の際はすみやかに乙に連絡しなければならない。
- (2) 甲以外の者が舟艇を使用する場合、甲はその使用する者を乙に対して通知するとともに、乙の要求があるときは舟艇を使用する者は身分証明書を呈示しなければならない。
- (3) 出港の際は乙に対して所定の届出をしなければならない。
- (4) 出航中、天候の急変その他の事由により帰港遅延・不能の可能性が生じた時は、その旨を乙に対して連絡しなければならない。
- (5) 乙が必要と認めて甲の艇の捜索・関係官署への救助の要請を行った時は、甲はその費用を負担しなければならない。故障等による救助についても同様とする。
- (6) 甲は舟艇の運航に責任を持ち、運航中の漁具その他の施設・第三者への損害を補填し、乙に迷惑を掛けてはならない。
- (7) 乙に対する債務は、乙の請求により速やかにその支払いをしなければならない。
- (8) 甲は、乙の定める葉山マリーナ・ハーバー港内規則を遵守しなければならない。

（延滞金利）

第11条 甲が、本契約上の金銭債務の支払いを所定の期日に履行しなかった場合、年14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払わなければならない。

（契約の解除）

第12条 甲もしくは舟艇の利用者が、以下の各号に該当した時は、乙は何ら催告その他の手続きを経ることなく、本契約を即時解除することができる。この場合、乙は残存期間に対する艇置料の返還は一切しない。

- (1) 本契約にひとつでも違反したとき。
- (2) 故意もしくは重大な過失により、第三者または乙に損害を与えたとき。
- (3) 艇置料・保証金の不足額、その他利用料金、物品販売代金等を所定の期日までに支払わなかったとき。
- (4) 乙の所有または管理する施設内で、物品・ガソリンその他危険物の販売、舟艇の売買および賃借、営業行為その他これに類する行為をしたとき。
- (5) 反社会的勢力の構成員またはこれに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 本契約を第三者に対して譲渡し、または名義変更その他の処分をしたとき。
- (7) 乙または、第三者に対して著しく迷惑を及ぼす行為を行ったとき。
- (8) 乙の経営するマリーナの秩序を乱し、または葉山マリーナ・ハーバー港内規則その他乙の定める規定に違反したとき。
- (9) 乙の指示に従わなかったとき。

（反社会勢力の排除）

第13条 甲は、次の各号いずれか一にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し確約するものとする。

- (1) 甲は（法人その他団体においては、自らの役員を含む）自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 甲が法人その他団体の場合においては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 甲自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 甲が法人その他の団体の場合においては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動及び暴力を用いる行為。
 - (4) 風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

(舟艇の変更による契約の終了)

第14条 甲は、本契約の対象となる末尾記載の舟艇以外の艇置を希望する時は、1か月前までに乙に連絡するものとする。

2 舟艇を変更する場合は新たに契約(以下「新契約」という。)を締結しなければならず、本契約は、新契約締結をもって終了する。

(契約終了後の処理)

第15条 本契約が解除その他の事由により終了した場合、甲は直ちに舟艇を搬出しなければならず、乙が指定する日までに舟艇を搬出しない場合、甲は乙所定の臨時艇置料相当額を損害金として乙に支払わなければならない。

2 甲が舟艇の搬出を30日以上経っても行わない場合、乙は舟艇を差し押さえ、任意の方法により売却しその売却代金をもって甲の乙に対する債務に充当することができるものとし、これに対し甲は乙に対し何ら異議申し立てをしない。

(プレジャーボート救助事業(Boat Assistance Network))

第16条 甲は舟艇に対して、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会「プレジャーボート救助事業(Boat Assistance Network)」に入会し、その会員証の写しを本契約締結と同時に乙に提出しなければならない。

(プレジャーボート用の保険加入義務)

第17条 甲は「葉山マリーナ包括保険」もしくはそれと同等の補償を担保する保険を付保し、その保険証の写しを本契約締結と同時に乙に提出しなければならない。

(預金口座振替「ワイドネット」への加入)

第18条 甲は本契約締結と同時に、「三菱UFJファクター株式会社」預金口座振替ワイドネットへ加入し、艇置料を含む月々の支払はワイドネットを経由するものとする。但し、初年度の艇置料・保証金及び申込金は請求のもと、指定の金融機関へ振込とする。

(権利処分の禁止)

第19条 甲は契約上の権利(名義の変更を伴わない第三者による実質上、契約上の権利行使を含むものとする。)について、他の第三者へ譲渡、転貸、質権の設定その他一切の処分をしてはならない。

(管轄の合意)

第20条 本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄する裁判所または東京地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とする。

(契約以外の事項)

第21条 本契約に定めのない特別の事由が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

(特典)

第22条 乙は甲に対し、本契約締結後オーナーカードを1枚交付する。甲はオーナーカードの呈示により次の特典が受けられる

- (1) オーナー駐車場1台利用
- (2) マリーナプラザ各店舗での割引

2 オーナーカードは、記載された本人のみ有効とし、貸与を禁止する。万一、貸与等の不正事実が発覚した場合、直ちに効力を失い、以降一切再発行はしない。

本契約の舟艇を下記のとおり登録する。

船名	◇◇◇丸	船舶番号	第〇〇〇-〇〇〇〇号
舟艇の種類		エンジン類	

以上、本契約締結の証しとして本書2通を作成し、甲乙署(記)名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙

神奈川県三浦郡葉山町堀内五ツ合50番地の2
株式会社 葉山マリーナー